

豊中市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則を次のように定める。

平成28年3月24日

豊中市長 浅利 敬一郎

### 豊中市規則第37号

#### 豊中市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(目的)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(法第14条第1項の助言又は指導の基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する空家等であつて、所有者等が適切な管理又は生活環境の保全を図るために必要な措置を行わないものについて、法第14条第1項の助言及び指導をすることができる。

- (1) 壁又は柱において20分の1を超える傾斜が認められ、かつ、その傾斜が増加しているものであつて、倒壊等により周囲に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 屋根又はひさしが脱落しそうな状態であつて、その全部又は一部の脱落等により周囲に危害が及ぶおそれのあるもの
- (3) 外壁が脱落しそうな状態であつて、その全部又は一部が脱落等により周囲に危害が及ぶおそれのあるもの
- (4) 看板、アンテナ、照明その他の工作物の全部又は一部が破損しており、当該工作物の全部又は一部の脱落等により周囲に危害が及ぶおそれのあるもの
- (5) 屋外階段又はバルコニーが脱落しそうな状態であつて、その全部又は一部の脱落等により周囲に危害が及ぶおそれのあるもの
- (6) 門又は塀に亀裂や破損があり、傾斜が認められる状態であつて、その全部又は一部の倒壊等により周囲に危害が及ぶおそれのあるもの
- (7) 擁壁が次のいずれかに掲げる状態であつて、かつ、その状態が悪化していることが認められるもの

ア 表面に亀裂が発生している状態

- イ 傾斜が認められる状態
- ウ 表面に水がしみ出してきている状態
- (8) 吹付け石綿等が露出し、飛散するおそれのあるもの
- (9) 浄化槽又は配管設備の破損等が原因で次のいずれかの状態であるもの
  - ア 汚物が流出している状態
  - イ 周囲に臭気が蔓延している状態
- (10) 廃棄物の放置又は不法投棄により、周囲の良好な生活環境を著しく阻害していると認められるもの
- (11) 豊中市都市景観条例（平成12年豊中市条例第31号）第13条に規定する都市景観形成推進地区における建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態であるもの
- (12) 樹木が倒壊するおそれがあり、周囲に危害が及ぶおそれがあるもの
- (13) 道に樹木の枝が伸びることにより、その通行を妨げている状態であるもの
- (14) 敷地境界線を越えて樹木の枝が伸び周囲の日常生活に支障が生じているもの
- (15) 窓その他の開口部より、容易に侵入できる状態であるもの
- (16) その他地域住民の日常生活に支障を及ぼしており、放置することが不適切であると認められるもの

（公開による意見の聴取）

第4条 法第14条第6項の規定による公開による意見の聴取については、豊中市建築基準法施行細則（昭和43年豊中市規則第4号）第15条から第23条までの規定を準用する。

（法第14条第10項の相当の期限）

第5条 法第14条第10項の相当の期限は、同項の公告をした日の翌日から起算して14日以上経過した日とする。ただし、気候、現地の状況その他の事由によりやむを得ない場合にあつては、この限りでない。

（施行細目）

第6条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。